

健発0317第3号
平成23年3月17日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が別添1のとおり、平成23年3月13日付で公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被害者について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受け、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付で公布され、同日から施行された。

健康局所管の法令に係る主な点は、下記のとおりであるので、ご了知の上、適切な対応方よろしくご配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等について

健康局所管の法令に係るもので、告示により平成23年8月31日まで有効期間等の満了日を延長した許可等は、以下のものであること。（法第3条及び告示関係）

- ① 相続による旅館業の許可の地位の承継に係る申請（旅館業法第3条の3関係）
特定被災区域（平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。以下同じ。）内において経営される旅館業を承継する者に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）
- ② 登録建築物清掃業等の登録（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2関係）

特定被災区域内に営業所を有する者に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき、平成23年3月11日（特定非常災害発生日）から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務（例：届出、報告、免許証の返納等）が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が、平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないものであること。（法第4条関係）

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

局)の施行の日から施行する。ただし、〔中略〕第十
七条〔中略〕並びに附則第四条、第五条及び第七条の
規定は、震難法附則ただし書に規定する日〔平成〕七
年六月一日から施行する。

(政令の委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、
この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定
める。

O一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公
益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成
二年六月二日法律第二〇〇号〕

(政令の委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、
この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定
める。

O一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公
益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成
二年六月二日法律第二〇〇号〕

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則〔平成〕〔〇年〕〔〇月〕〔〇日〕法律第二〇〇号

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則〔平成〕〔〇年〕〔〇月〕〔〇日〕法律第二〇〇号

(被災者生活再建支援法)に公布する。
被災者生活再建支援法

目次
第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条 第五
条)
第三章 被災者生活再建支援法人(第六条 第十七
条)
第四章 國の補助等(第十八条 第二十一条)
第五章 雑則(第二十一条 第二十二条)
第六章 附則(第二十三条 第二十五条)
附則
第一章 総則
(目的)

○厚生労働省告示第五十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに

				当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の規定に基

特定被災区域内において
経営される旅館業を承継
する者

特定被災区域内に居住地
を有する者

特定被災区域内に製造所
若しくは営業所又は店舗
を有する者

特定被災区域内に向精神
薬営業所を有する者

特定被災区域内に薬局を

づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）

薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）

薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）

薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定

薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在

有する者

特定被災区域内に事務所を有する者

特定被災区域内に製造所を有する者

特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者

特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者

特定被災区域内に営業所を有する者

る営業所に係るものに限る。)

薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）

薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第四条に規定する特別給付金を受ける権利の裁定の請求建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整

特定被災区域内に事業所を有する者

特定被災区域内に店舗を有する者

特定被災区域内において業務を行う者

特定被災区域内に居住地を有する者
特定被災区域内に営業所を有する者

特定被災区域内に主たる

備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可

事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請

特定被災区域内に居住地を有する者

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

特定被災区域内に事業所を有する者

介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福

特定被災区域内の介護老

		介護施設の指定	人福祉施設
		介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内の介護療養型医療施設の指定
		介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
		介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
		介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録	特定被災区域内に居住地を有する者
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者	特定被災区域内に居住地

(平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第二項の規定に基づく衛

を有する者

生検査技師の免許

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定

特定被災区域内に居住地を有する者

障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定

特定被災区域内に居住地を有する者